

## 消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会及び 相談会の開催について

公正取引委員会及び内閣府沖縄総合事務局は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、平成25年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、多くの事業者及び事業者団体を対象として、消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会を開催しているところです。

また、公正取引委員会及び内閣府沖縄総合事務局では、消費税率の引上げに伴って懸念される消費税の転嫁拒否等の行為に対して、迅速かつ厳正に対処することとしており、公正取引委員会では、転嫁拒否等の行為に関する事業者からの相談や情報提供を受け付けるための相談窓口を設けているほか、転嫁拒否等の行為に関する情報を積極的に収集するため、大規模な書面調査を実施しているところです。

今般、これに加えて、事業者の方々にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける移動相談会を実施することとしているところです。

この度、説明会を沖縄市において開催することとしました。また、説明会終了後に相談会を実施することとしています。

説明会への参加を申し込まれる方は、お手数ながら、別紙（裏面）に参加者の氏名等を記入の上、平成26年3月12日（水）までに、FAXでお申込みいただくようお願いいたします。

日時：平成26年3月19日（水）

【説明会】 14：00～15：30

【相談会】 15：30～16：30

**場 所**：沖縄商工会議所ホール 2階（沖縄市中央4-15-20）

**内 容**： (1) 説明会

ア 消費税転嫁対策特別措置法の説明

イ 質疑応答

(2) 相談会

(相談会の対象：消費税の転嫁拒否等の行為を受ける側の事業者です。)

(御相談の事例：①減額、買ったたき、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請、③本体価格での交渉の拒否、④報復行為、といった消費税の転嫁拒否等の行為でお困りの事業者の方は私どもに御相談下さい！！)

**説明会講師**： 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室長 島田 成久

**主 催**： 内閣府沖縄総合事務局

(お問い合わせ先)

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 (担当：大城)

TEL：098-866-0049

FAX：098-860-1110

沖縄総合事務局総務部公正取引室 (FAX: 098-860-1110) 行

## 説明会出席申込書

(3/19 (水) 開催 14:00~15:30)

●本状により、平成26年3月12日(水)までに、FAXでお申込みください。

事業者名		業種	
住所		連絡先	

(参加者氏名1)

(参加者氏名2)

(参加者氏名3)

※満員のため、お申込みをお受けできない場合は御連絡いたします。連絡がない場合には、そのまま御出席ください。

※お申込みの際に入手した個人情報は、本説明会業務以外の目的には、使用いたしません。

※説明会で使用する資料については、説明会会場にて配布いたします。

※説明会についての問い合わせ先は、表ページの(お問い合わせ先)を御参照ください。